

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (44) 国土利用計画法 (総合政策課)	県内の全区域	知 事	<p>事後届出</p> <p>（国、地方公共団体等は、届出不要） *契約締結日から起算して2週間以内に届出が必要</p>	<p>(行為の事後届出) 次に掲げる面積以上の土地売買等の締結後、届出をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>市街化区域（都市計画法7①） 2,000㎡以上</li> <li>1以外の都市計画区域（都市計画法4②） 5,000㎡以上</li> <li>1、2以外の区域 10,000㎡以上</li> </ol> <p>(利用目的の変更、是正に必要な措置の勧告) (利用目的についての助言)</p>	<p>法23① (適用除外) 法23② 令17</p> <p>法24 法27の2</p>	<p>土地売買等に該当する主なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>売買</li> <li>交換</li> <li>地上権、賃借権の設定譲渡（一時金を伴うもののみ）</li> <li>譲渡担保</li> <li>代物弁済</li> <li>買戻権等の譲渡</li> <li>営業譲渡</li> <li>共有持分の譲渡等（1～8の予約を含む。）</li> </ol> <p>※環境影響評価（法、条例）又は自然環境影響調査（条例）を行う必要がある開発行為に伴う土地売買について、予め相談があった場合は、評価又は調査終了後でなければ、契約を締結し届出をしても利用目的について助言又は勧告をすることがある旨周知する。</p>
1 (45) 公有地の拡大の推進に関する法律 (総合政策課)	1 都市計画施設（都市計画法4⑥）の区域等（法4①I～V）	知 事  市 長	届 出  有償譲渡しようとする土地の所有者の届出	(行為の制限) 100㎡以上の土地の有償譲渡	法4①I～V、令2① 県条例 (適用除外) 法4②、令3	「有償譲渡」に該当するもの
2 1以外の市街化区域（都市計画法7①）	知 事  市 長  軽井沢町長 御代田町長 辰野町長 箕輪町長 南箕輪村長 松川町長 高森町長 松川村長 白馬村長		(行為の制限) 5,000㎡以上の土地の有償譲渡	法4①VI、令2②I (適用除外) 法4②、令3		
3 1、2及び市街化調整区域以外の都市計画区域（都市計画法4②）			(行為の制限) 10,000㎡以上の土地の有償譲渡	法4①VI、令2②II (適用除外) 法4②、令3		